令和７年度からの食物アレルギー対応に関するお知らせ

羽曳野市教育委員会

◆学校生活管理指導表の提出の必須

食物アレルギーがある児童生徒で、学校生活において特別な配慮や管理を希望される方は、医師が作成する学校生活管理指導表の提出が必要となります。

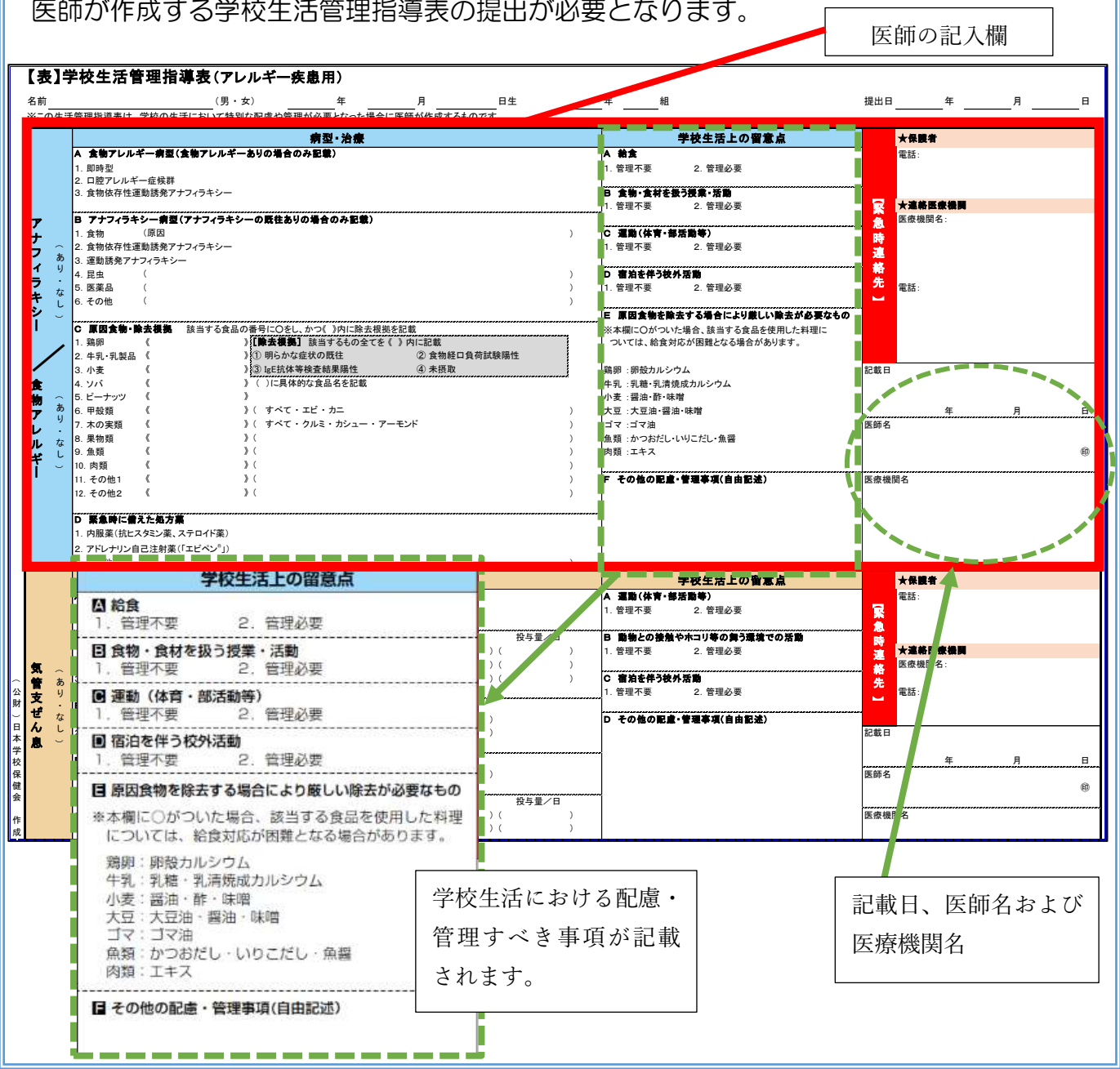

※乳糖不耐症の児童生徒で、牛乳停止を希望される場合は医師の診断書の提出が必要となります。在校生につきましては、改めてのご提出をお願いします。なお提出については、牛乳停止開始時の１回のみとします。（児童生徒の成長によって緩解するものではないとされているため。）

◆学校給食での対応

≪基本対応の流れ≫

①保護者の方が献立表や加工食品等の原料配合表を確認のうえ、献立表に×を記入し、学校へ提出する。

②学校は、×の入った献立表を原本として保存し、コピーを保護者に返却する。

③給食当日は、×が記入された献立表を見ながら配膳します。
アレルゲンがあり、食べられないおかずがある場合は、家から代わりになるおかずを持ってくることができます。

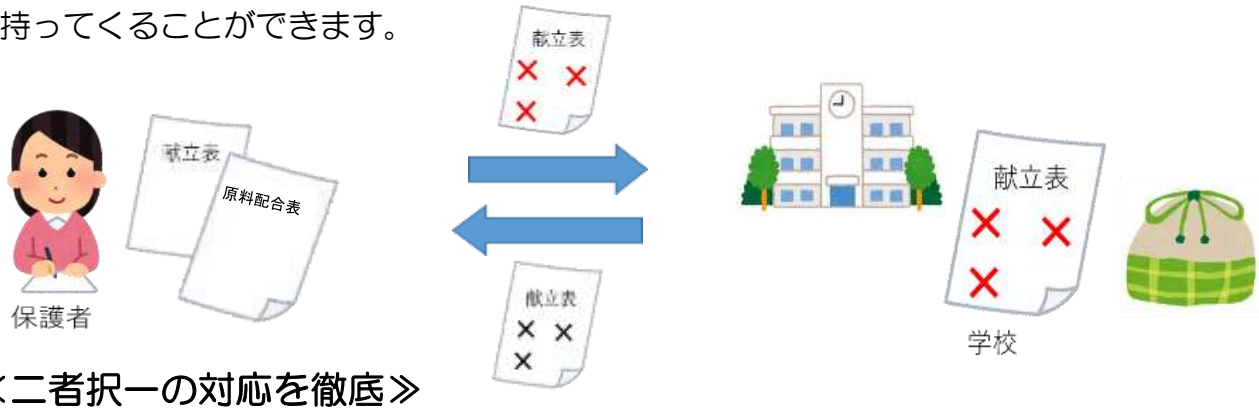

≪二者択一の対応を徹底≫

二者択一の対応とは？
主食（パン・ごはん）、おかず、牛乳のうちアレルゲンを含むものについては、「食べる・食べない」の『二者択一』とする方法です。
よって自己除去は行わず、完全除去となります。

×　自己除去対応・・・配膳されたおかずから自身でアレルゲンを除去する。
○　完全除去対応・・・アレルゲンを含むおかずは配膳しない。

〈小麦アレルギーの場合〉

ごはん	ポテトコロッケ		ぎゅうにゅう
きりぼしだいこんのゆずあえ		とりつくねとはくさいのにもの	
	こんぶ0.05 （けずりぶし）0.3		とりつくね45　こうやどうふ5 （けずりぶし）1	ぎゅうにゅう
こめ70		ポテトコロッケ1こ		
	きりぼしだいこん2 にんじん5 ゆずじる0.3		しょうが0.2　はくさい40 にんじん10　えだまめ5 ほししいたけ0.5	

〈鶏卵アレルギーの場合〉

ごはん	あじのしょうがじょうゆダレ		ぎゅうにゅう
こまつなのからしあえ		こうやどうふのたまごとじ	
		あじ1きれ	たまご20　とりにく15 こうやどうふ7　（けずりぶし）0.5	ぎゅうにゅう
こめ70				
	こまつな20 にんじん10	しょうが0.6	たまねぎ25　キャベツ20 にんじん10　ほししいたけ0.3	

✖ のついたおかずを配膳しません

※くるみ、落花生（ピーナッツ）、えび、かに、そば、アーモンド、あわび、いくら、カシューナッツ、キウイフルーツ、バナナ、マカダミアナッツは、原則、給食の原材料として使用しません。

✖　自己除去対応
○　完全除去対応　の主な例

✖　体調が良いときは食べる。
○　体調に関係なく食べません。

たけのこアレルギー
✖　八宝菜からたけのこを除いて食べる。
○　おかずの中でアレルゲンを含むものについては、
　　そのおかずは食べません。

小麦・牛乳アレルギー
✖　医師から喫食の練習をするように言われたため、
　　給食のパンを少しずつ食べて慣らす。
○　アレルゲンそのものが完全解除になるまでは食べない。

牛乳アレルギー
✖　牛乳を半分だけ飲む。
○　牛乳を停止し、飲みません。

✖　牛乳は飲まない。ヨーグルトは食べる。
　　シチューは食べないが、パン（乳含む）は食べる。
○　アレルゲンを含む場合は、献立に関係なく食べない。

！注意！　「鶏卵」の取り扱いについて

○給食においては、鶏卵がアレルゲンの児童生徒でも、<u>生の鶏卵のみ喫食不可と診断された児童生徒は、特例として喫食可としています。</u>

✖　生卵不可
✖　加熱卵不可

かきたま汁

親子丼
卵とじ

たまごやき

✖　生卵不可
○　加熱卵可の**診断がある**
※給食には卵を使用したマヨネーズ、
プリンは出ません。

かきたま汁

親子丼
卵とじ

たまごやき